

安義郷校蔵『郷校修理請助冊』について

山内民博

はじめに

- 1 史料の概要
 - 2 修理費用の徴収
 - 3 修理費用の支出
 - 4 門中と洞中
- おわりに

はじめに

小論では、韓国慶尚南道咸陽郡安義面所在の安義郷校に所蔵されている『郷校修理請助冊』という史料を紹介し、その内容について若干の検討をくわえてみたい。⁽¹⁾

安義の名は朝鮮時代の安義県に由来し、さらに英祖43年（1767年）以前には安陰と呼ばれた。安陰県にはじめて郷校学舎が建てられたのは成化9年（成宗4年、1473年）のことと伝えられている。⁽²⁾

郷校は各邑（郡県）ごとに置かれた地方教化の機関であり、教育にあたるとともに、孔子ほかを祀る文廟があって文廟儀礼がおこなわれた。朝鮮時代後期には教育機関としての性格は薄れるが、文廟儀礼を中心にその邑の士族・儒林が結集する一つの拠点であり、儒教教化の機能は担い続けた。⁽³⁾ 安陰でも遅くとも17世紀初には士族の郷案が作成されており、⁽⁴⁾ 他地域と同じく在地士族が邑を単位に結集して地方支配に影響力を行使する秩序があったものと考えられる。

(1) 『郷校修理請助冊』を含む安義郷校所蔵資料は韓国学中央研究院（旧韓国精神文化研究院）により撮影され、そのマイクロフィルムが同院に保管されている。

(2) 『新增東国輿地勝覧』安陰県、学校条。

(3) 郷校全般に関する研究として、尹熙勉『朝鮮後期郷校研究』（一志社、1990年）、姜大敏『韓国⁹ 郷校研究』（慶星大学校出版部、1992年）などある。

(4) 安義郷校蔵「郷中座目」、「旧郷案」。

士族が掌議等の役員をつとめる郷校も安陰・安義士族＝儒林の結集の場の一つとなっていたとみてよい。⁽⁵⁾

『郷校修理請助冊』は19世紀中葉の安義郷校修理に際し作成された会計記録で、修理費用の徴収・使用明細等について記されている。この種の史料自体はさして珍しくはないが、安義郷校『郷校修理請助冊』には郷村社会の秩序と関わって興味深い記述がみられ、朝鮮時代後期の社会を考える上で一定の史料的価値をもつものと思われる。

1 史料の概要

『郷校修理請助冊』（以下、『請助冊』）は18丁ほどの冊子で、表紙中央に「己未十二月日」、表紙左端に「郷校修理請助冊」と記されている。第一丁も「己未十二月日郷校修理請助冊」で始まり、記載内容は大きく次のように分けられる。

- I 収銭記録：（冒頭行）「己未十二月日郷校修理請助冊」
- II 用下記録：（冒頭行）「己未八月日修理用下記」
- III 官下銭記録：（冒頭行）「己未二月日」

まず、費用徴収の記録にあたる己未年12月時点での郷校修理費用抛出者と抛出金額の一覧が記されており、量的にも15丁と多くを占める。用下記録は「己未八月日修理用下記」で始まり、己未年8月時点での郷校修理費用の使用内訳が金額とともに記載されている。官下銭記録とした部分には己未年2月時点での安義県から支給された官下銭の使用内訳が載せられている。しかし、その大半は「大邱百安祠請助」、「星州竹溪書院請額疏序銭」などおもに他邑の書院祠堂への協力金にあてられている。ただ一項目「銭捌両参芟、祭器庫与東齋翼廊重修下」とあり、郷校修理にも使われたようである。そのため『請助冊』に収録したのであろうか。郷校修理費用に関しては基本的にI収銭記録とII用下記録が対応しており、IIIは補足的な項目とみてよかろう。以下では、I収銭記録

(5) 併合後の1914年、安義は隣接する咸陽郡と居昌郡に分割編入され邑としての歴史を閉じた。しかし、安義郷校はその後も在地儒林により文廟儀礼を中心に運営され続けた。

とⅡ用下記録部分を主として検討する。

ⅠとⅡの末尾には「官（手決）」と安義県監のものと思われる署名があり、冊内各見開きには数個の印が押されている。印影は読めないが、官の署名があることから推せば安義県の官印であろう。この『請助冊』はいったんは県衙に提出し承認を受けた公的な記録とみられる。それは郷校自体が公的な存在であるとともに、後論するように修理費用の負担が公的な性格をもっていたからであろう。

『請助冊』の中には己未のほかには年を示す記述はないのであるが、収銭記録に多くの書院が登場することから判断すると、全国的に書院祠宇が毀撤された1860年代後半が下限となろう。また、その書院中、金溪書院は純廟癸亥（1803年）、徳川書院は純廟辛未（1811年）、花川書院は純廟戊寅（1818年）の創建であり、それ以降の己未年を求めれば哲宗10年（1859年）となる。

この点は重修記からも確認できる。安義郷校の懸板の一つに以下に引く「郷校重修節目序」がある。⁽⁷⁾

竊惟東方学校之設、盖出於我朝明倫之至治也。（中略）本県即鄒魯詩礼之郷、儒賢矜式之所也。謹按往蹟、校宮始於皇明成化年間、訓導金公宗裕、与崔侯榮勑設、而俾齋金先生文以記之。且明倫堂若齋樓則李侯復永繼以重修焉、于今三百余年矣。歲丁巳、李侯龍夏來守是邦、乃於謁聖之日、慨然垣墻之圯毀、悶其堂齋之朽敗、每以財力之未逮為憂矣。越明年己未、捐其月廩、備諸新材、将營修繕、顧以不敏、忝居齋所、敢不副盛意、即与朴友潤祐、同一糾檢、於是乎、士皆興起、民亦樂赴、不日而告成、廟貌重新、齋宇如故、斯豈非我侯慕聖誠懇之至耶、歲舍

崇禎紀元後四己未復月下澣 後学旌善全在瑨謹誌

崇禎紀元後四己未復月、すなわち哲宗10年11月に全在瑨が記した重修記であり、この後に節目が続く。全在瑨はこの時期の郷校掌議である。重修記は成化年間の郷校創建に触れた上で、丁巳年（哲宗8年、1857年）に赴任した安義県

(6) 『嶺南誌』所收「安義県邑誌」学校条（東京大学総合図書館蔵）。

(7) 『釜山慶南郷校記文』（釜山産業大学校附設郷土文化研究所、1986年）、及び『安義郷校誌』（安義郷校誌編纂委員会、1993年）に記文が収録されている。

(8) 『郷校経任案』（安義郷校蔵）。『釜山慶南郷校記文』は金在瑨とするが、全在瑨が正しい。

監李龍夏が主導し、⁽⁹⁾己未年、全在璜・朴潤祐を中心に士・民の力によって圯毀・朽敗していた郷校の重修がおこなわれたことを述べる。朴潤祐も同時期郷校掌議をつとめた人物である。⁽¹⁰⁾重修にあたっては「以財力之未逮為憂矣」と費用が難点であったが、その費用徴収と使途の記録として作成されたのが本『請助冊』とみられる。

2 修理費用の徴収

では、収銭記録を詳しくみてみよう。この部分は費用拠出者の別により次の三つに分けられる。

A 官・書院祠宇

B 門中・洞中等

C 有功人

まず、官及び書院祠宇（院宇）が次のような形で並んでいる。

官銭文拾兩

龍門書院銭文肆兩 二兩捧 二兩

黄巖書院銭文參兩 一兩捧 二兩

（中略）

徳川書院銭文貳兩 未捧

（中略）

右銭合肆拾肆兩伍匁 二十八兩捧 十六兩五匁未捧

内二兩捧 十四兩五匁

冒頭の「官」は安義県を意味し10兩を拠出している。龍門書院についていえば、4兩が割り当てられ、うち2兩を納め、2兩は未捧であると解される。末尾「右銭合」で44兩5匁の合計額を28兩の「捧」と16兩5匁の「未捧」に分けていること、徳川書院のように全額が「未捧」と明記されている例があることからみて、各院宇にあらかじめ費用が割り当てられており、ここにはその割り

(9) 李龍夏は哲宗丁巳（1857年）6月に安義県に赴任し、庚申年（1860年）まで安義県監をつとめた。在任中、光風楼や客舎の重修もおこなっている（『慶尚南道安義郡邑誌』邑先生条、1899年頃、ソウル大学校奎章閣蔵）。

(10) 前掲『郷校経任案』。なお、郷校の都宥司は県監李龍夏であった。

表1 官・院宇拠出一覧

(単位：両 1両=10匁=100分)

名称	金額	備考
官	10.0	
龍門書院	4.0	2両捧、2両未捧
黄巖書院	3.0	1両捧、2両未捧
星川書院	3.0	
亀淵書院	2.0	
花川書院	2.0	1両5匁捧、5匁未捧(追捧)
金溪書院	2.0	
嶧川書院	2.0	未捧?
鶴林書院	2.0	
徳川書院	2.0	未捧
靖忠祠	2.0	
某里齋	2.0	内5匁未捧?
西山書院	2.0	
鹿峰書院	2.0	請助時郷校不給云故未捧
風詠齋	1.5	未捧
司馬齋	1.5	1両捧、5匁未捧
月城草堂	1.5	未捧
右銭合	44.5	
捧	28.0	
未捧	16.5	内2両捧、14両5匁未捧

当て額と拠出状況が記されているものと考えてよからう。A官・書院祠宇の内容を整理すると、表1となる。

表にみえる書院祠宇はいずれも安義県にあったもので、官及び各院宇割り当て額の合計は「右銭合」の44両5匁に一致する。このように郷校修理にあたり、県内の書院祠宇に費用の一部を割り当て拠出させていたが、未捧が少なからずあることからみて、その徴収は必ずしも強制的なものではなかったようである。たとえば、鹿峰書院の場合、かつてこの書院が援助を求めたときに郷校が支援しなかったとして郷校修理費用の拠出を拒否している。

Bとした次の部分では、当時安義県にあった12の面ごとに門中・洞中など拠出者名と金額が記されている。冒頭の県内面をあげみよう。

(11) 前掲『嶺南誌』所収「安義県邑誌」学校条、『花林誌』学校条(「安義郷校内」化雨齋発行、1931年)。

県内

黄垓禹氏門中錢文伍菱

城北朴氏門中錢文壹兩

泥田鄭氏門中錢文壹兩

厚岩洞中錢文伍菱

黄垓洞中錢文柒菱

月所洞中錢文壹兩伍菱

吳門中錢文伍菱

姜門中錢文伍菱

黄垓林門中錢文壹兩

白門中錢文伍菱

泥田洞中錢文伍菱

龍門洞中錢文參菱

官北洞中錢文肆菱

李門中錢文參菱

馬洞朴氏門中壹兩

合錢拾兩貳菱

最初の「黄垓禹氏門中錢文伍菱」の場合、黄垓（洞）の禹氏門中が5菱を拠出していると解される。門中は朝鮮後期、士族層を中心に形成されていた父系の親族組織である。門中のほか「厚岩洞中」のように洞中も登場している。洞契など何らかの形で洞民が共同で拠出しているのであろう。12面の記載内容を整理したものが表2である。

門中・洞中のほか、個人名もあられ、北上洞面月城には書堂もみえる。北上洞面葛川の林氏門中は「錢文肆兩 三兩捧 一兩未捧」と記されており、この場合、院宇同様に4兩が割り当てられ3兩を納めたということであろう。洞ごとに子細にみるなら、県内面月所洞のように洞中と門中の双方が登場する例、西下洞面新坪のように門中のみの例、西下洞面居起のように洞中・門中・個人があらわれる例、また洞中のみの例があり、拠出者の内訳は洞ごとに様々である。

表2 各面提出一覽

(單位：兩)

面・洞名	抛出者	金額	備考	面・洞名	抛出者	金額	備考	
県内面	黄垓	禹氏門中	0.5		西下洞面	雷田	宋門中	0.3
	城北	朴氏門中	1.0			内梧	洞中	1.0
	泥田	鄭氏門中	1.0			屈魚	洞中	1.0
	厚岩	洞中	0.5			李門中	0.2	
	黄垓	洞中	0.7			銀杏	洞中	1.0
	月所	洞中	1.5			吳門中	0.5	
		吳門中	0.5			磨造	洞中	2.0
		姜門中	0.5			朴門中	0.2	
	黄垓	林門中	1.0			金万億	0.2	
		白門中	0.5			居起	洞中	2.5
	泥田	洞中	0.5			孟門中	1.5	
	龍門	洞中	0.3			孟德新	0.5	
	官北	洞中	0.4			朴門中	0.2	
		李門中	0.3			徐門中	0.2	
馬洞	朴氏門中	1.0	合	錢	29.7			
合	錢	10.2		楸川	洞中	1.5	追後來	
西下洞面	新坪	全氏門中	2.0	泥邱	鄭氏門中	2.0		
		郭氏門中	0.3		金氏門中	1.0		
	松溪	全氏門中	1.0		安氏門中	0.3		
	梧峴	慎氏門中	0.5		周氏門中	0.5		
		朴氏門中	1.0	楸川	鄭氏門中	2.0		
		李氏門中	0.3		田氏門中	(3)		
	曹峴	洞中	1.0		李洪福	0.5		
		章門中	1.0		李興万	0.2		
		宋門中	1.0	楸上	洞中	1.0		
		洪門中	0.5		朴春光	0.5		
	茶洞	洞中	0.5	玉山	洞中	1.5		
		李氏門中	1.0	扶田	姜氏門中	0.5		
		李門中	1.0	防池	洞中	1.0		
		朴氏門中	1.0		朴周泰	0.3		
	新基	李氏門中	0.3	樹介	洞中	0.8		
	大篁	洞中	0.3		吳鶴成	1.0		
		尹氏門中	1.0	孟洞	洞中	1.2		
	虎城	洞中	1.0	伏洞	洞中	1.0		
	金門中	0.8	靈東	洞中	1.0			
	裴門中	0.2		崔氏門中	0.2			
五里	洞中	0.2		朴氏門中	0.3			
雷田	洞中	1.0	靈西	洞中	1.0			
	林門中	0.8		曹士立	0.2			
	朴門中	0.7	沙器	洞中	0.7			

面・洞名	掘出者	金額	備考	面・洞名	掘出者	金額	備考	
西上洞面	少蘆	洞中	1.0	本慶州 1兩未捧	北下洞面	茅田	權氏門中	0.5
		朴進士門中	5.0			劉氏門中	0.5	
		徐門中	1.0			金門中	3.0	
		盧門中	0.2			茅東	洞中	0.7
	大蘆	洞中	1.0			茅西	洞中	0.3
	五山	洞中	0.6			堂山	姜氏門中	1.5
		徐門中	0.5				李氏門中	0.3
	七兄亭	洞中	1.0			率礼	全氏門中	0.2
		崔光瑞	0.3			越峙	朴進士門中	2.0
	芑古介	洞中	1.5			合	錢	14.0
		趙門中	0.5					
	道川	洞中	0.3	西末里	鄭氏門中	1.5	古県面	
合	錢	33.1	嶧洞	慎氏門中	0.5			
北上洞面	農山	鄭氏門中	0.5	眠谷	趙氏門中	1.0		
		成氏門中	0.5		劉氏門中	0.5		
		尹氏門中	0.2	上川	李氏門中	0.3		
		金氏門中	0.5	金谷	慶氏門中	2.0		
	葛川	林氏門中	4.0	居次里	劉氏門中	2.0		
		權氏門中	1.0	馬項	郭氏門中	0.2		
	堂山	權氏門中	1.0		李門中	2.0		
		洞中	1.0	江南伐	洞中	0.5		
	葛良村	玄門中	3.0	長豊	李門中	4.0		
	内基	章玉川	1.0	合	錢	15.5		
	黄店	盧德老	0.5					
月城	大洞	1.5	洞中か	東里面	迎勝	尹氏門中	1.0	
	趙門中	0.5				全氏門中	1.0	
	書堂	0.5				金氏門中	1.0	
蘆洞	洞中	0.7				李氏門中	0.5	
	孔氏門中	0.2				柳氏門中	0.2	
昌善	洞中	0.5				金氏門中	0.5	
竝谷	洞中	1.5				李氏門中	1.5	
	鄭門中	2.0				全氏門中	1.0	
分界	洞中	1.0				月火	洞中	0.5
介三代	洞中	0.5				学洞	洞中	1.0
松亭	洞中	0.5				長白	洞中	0.5
中山	洞中	0.7		薪伐	洞中	0.7		
合	錢	22.3	未奉除く	上栗	洞中	1.0		
北下洞面	舞月	洞中	0.5		吳門中	0.5		
		慎氏門中	1.0		金門中	0.2		
	黄山	慎氏門中	3.0		金門中	0.5		
		曹氏門中	0.5		末屹	洞中	1.5	
				倉村	洞中	0.5		
				合	錢	12.1		

面・洞名	抛出者	金額	備考	面・洞名	抛出者	金額	備考		
南里面	筆巖	呉氏門中	1.0	洞中か 洞中か	上肥	洞中	1.0	筆三柄 校用	
	東辺	洞中	1.0			李氏門中	1.0		
	巢鶴	洞中	0.5		下肥	白氏門中	1.0		
	高昌	洞中	0.5			劉氏門中	0.5		
	鶴鶴洞	大村	1.0			鄭氏門中	1.0		
		小村	1.5		安心	徐氏			
		申門中	4.0			鄭氏門中	1.0		
		巖大	洞中		0.5	宋氏門中	0.2		
		巖新	洞中		0.2	金門中	2.0		
		柿木	洞中		0.5	鑰洞 馬音	温氏門中		1.0
		巖新	朴門中		0.2		朴氏門中		0.5
		合	錢		10.9		裴氏門中		0.5
	草店面	道林	洞中		1.5	知代面	薪田		洞中
宿只峙		金門中	0.7	独山	洞中		0.5		
中洞		洞中	1.0	金門中	2.0				
		李氏門中	1.0	萍村	洞中		0.5		
		鄭門中	0.5	薪田	表氏門中		0.3		
梅閣		洞中	1.0	鑰洞	洞中		0.2		
毫邑		洞中	1.0	長者伐	洞中		0.3		
		沈門中	0.5	卓古介	洞中		0.4		
草峙		洞中	1.0	洞村	姜門中		0.3		
貢田		洞中	1.0	洞中	0.5				
		合	錢	9.2	世靈谷		南門中	0.5	
大代面	鳳山	洞中	1.0	黄谷面	内洞	洞中	2.0		
		柳氏門中	0.5			金守得	1.0		
		鄭氏門中	1.5			金時得	0.5		
	弓項	朴氏門中	0.2		新基 内洞	洞中	0.7		
		李門中	3.0			曹門中	0.4		
		廉門中	1.0			合	錢		19.5
	鳳山	金鶴宗	0.2			東山	洞中		0.5
		洞中	2.0			轆子	洞中		0.7
	弓項 貴谷	洞中	2.0			新里	洞中		1.0
		朴門中	0.5			里門	宋氏門中		1.0
	半落	洞中	0.5			真木	洞中		0.5
		崔門中	0.5			合	錢		3.7
		金門中	0.5						
		合	錢		13.4	* 史料記載の合計額 個別の額の合計より1兩少ない。			

一つの可能性としては、洞単位に戸数などを勘案して拠出額が割り当てられ、洞では各々の事情に応じて、門中・洞中・個人が拠出しているのかもしれない。門中は一般に必ずしも洞単位に組織されているわけではないにもかかわらず、ここでは洞ごとに門中が記載されている点からみても、まず洞への割り当てがあったと推測されるのである。ただし、それを裏づける文書等はなく、あるいは各門中への割り当てと、各洞中への割り当てがそれぞれ定められていたと考えられなくもない⁽¹²⁾。

いずれにせよ、門中や洞中が拠出の母体になっている点は、この時期の郷村社会秩序を考える上で興味深いところである。この問題については、あらためて最後にとりあげたい。

請助秩部分の最後に置かれているのがC有功人である。「有功人請助秩」と明記され、内容を整理すると次の表3となる。

個人及び個人名に門中を付した名称があらわれる。Bとは別に個人・門中が拠出しているわけであるが、「有功人」の意味は明確でない。崔雲成門中や金在彦門中の12両のように拠出額の多い例がみられ、今回の修理費用拠出をもって「有功」としているのかもしれないが、中には1両や5匁などB部分での個人拠出額と変わらない者もいる。さらに、2名が「未捧」と記されていることからすると、あらかじめ「有功人」に額を割り当てたとも考えられよう。

表3 有功人請助秩

(単位：両)

名	金額
呉克權	1.0
廉啓欽	4.0
崔華孫	1.0
崔雲成門中	12.0
金在彦門中	12.0
朴貴宗	2.0
裴用得	2.0
鄭順孫	3.0
朱良業	1.0
金致洪	2.5
金聖七	1.5
朴啓元	1.5
徐仁実	2.5
朴六良	1.0
李文哲	8.0
金春玉 (未捧)	(5)
金辰元 (未捧)	(5)
李春億	1.5
姜三福	1.0
李斗成	1.0
李得成	1.5
金光新	1.0
金光得	1.0
金士喆	3.0
金明淳	3.0
孫古朴	3.0
章大彝	0.5
合 銭*	68.5

*史料記載の合計額
個別の額の合計は71両5匁

(12) 純祖32年(1832年)の晋州郷校の重修では、元儒と別儒は毎戸三銭、各里各戸は赴役するか、代銭毎戸二銭を納めた(『晋州郷校修理時物財集收記』ソウル大学校奎章閣蔵、尹熙勉前掲『朝鮮後期郷校研究』259頁)。

この2年前の丁巳年（1857年）、前任県監金在顕のときに「郷校掾弊節目」⁽¹³⁾が定められ、累積していた安義郷校の校債を返済し、祭服等を新たに備えた。その費用は願納と校生等への賦課によってまかなわれた。願納とは郷校へ願納金を納めることであり、それにより額外の校生（願納校生）となり、あるいは雑役等の免除を受けた。⁽¹⁴⁾同節目「願納秩」には願納人の名が並ぶが、そこには『請助冊』『有功人』と同じ人物が何人かみえる。したがって「有功」とは願納を指し、願納人ないし願納校生へ修理費用を課したということなのかもしれない。

「有功人請助秩」の後に「已上都合」として徴収した額の合計と使用費目が記載されている。拠出者別の額もあわせてまとめれば表4となる。合計して290両1匁を集め、うち272両9匁2分を郷校修理に用い、残額のなかで2両1匁5分は郷校の春享にあてている。郷校修理費用の細目と残った15両3分の使途については、次の「修理用下記」に記されている。

表4 収銭記録の収支 (単位：両)

収 入		支 出	
拠 出 者	金 額	項 目	金 額
官院	28.0	修理下記用	272.92
門中・洞中等	193.6	春享加下米価	2.15
有功人	68.5	在	15.03
計	290.1	計	290.10

3 修理費用の支出

用下記録は「己未八月日修理用下記」で始まり、おもに己未年8月時点までの支出がまとめられている。その内容を示すと表5となる。

瓦・塗排紙などの建築材料費、冶匠費・瓦匠費・木手工価といった工匠への支払い、各種飲食費などが並んでいる。

(13) 「郷校掾弊節目」(咸豊七年丁巳二月日) 安義郷校蔵。

(14) 尹熙勉前掲『朝鮮後期郷校研究』117～122頁。姜大敏前掲『韓國의 郷校研究』132～138頁。

表5 修理用下記の内容

(単位：両)

項 目	額数
爵四坐修改下	1.20
内三門鎖金価下	0.40
紅門改建時木手食債与酒価下	2.20
洞軍酒価下	1.00
築塙土工下	6.40
冶匠費	2.50
瓦三訥半価	98.75
介坪瓦縮条加給	0.88
瓦匠費下	9.00
木手工価下	4.56
塗排紙二十束窓戸紙十束価	4.80
孟席四立価	1.90
食床七百五十床価	45.00
赴役軍饒氣酒価下	38.83
請助有司二十六人每名二匁五分式下	6.50
明倫堂枢鉄改所入	1.00
春秋享酒飯米一百斗価毎年定式	36.00
自九月正月至収錢各有司食床二百床酒草価并	12.00
合 用 下 錢	272.92
在錢	15.03
田氏門中追捧錢	3.00
合 錢	18.03
釜価	5.00
鉄釘価加下	0.30
懸板刻字価	4.50
懸板時下	2.65
?	1.10
庫直前下記下	4.45

このうち収錢活動費用として、

請助有司二十六人、每名二匁五分式下

自九月正月至、収錢各有司食床二百床、酒草価并

の2項目があげられている。修理費用の徴収にあたり請助有司26人が選ばれており、その別称であろうが収錢有司が前年9月からこの年正月にかけて活動していたようである。

修理としては紅門の改建、築塙、瓦のふきかえなどおこなわれたようで、木

手や瓦匠など工匠が作業にあたり工賃を支払われている。

飲食費の中に（紅門改建時）「洞軍酒価」、「赴役軍饒気酒価」があるのを見ると、工匠とは別に必要な労働力が役の形態で投入されていたこともうかがえる。これは安義県をつうじた公的な動員であろう。

用下記秩はいったん「合用下銭」272両9匁2分とまとめ、その後に官の署名がある。当初はここで記録は終わっていたとみられる。したがって、主要な修理は己未年8月までに終わっていたのであろう。

それに続き、I 取銭記録末尾にあった支出残額＝在銭15両3分をあげ、追加徴収分を足して、その使用内訳を示している。「懸板刻字価」の懸板とはさきに引いた「郷校重修節目序」のことであろう。「郷校重修節目序」は己未年11月に書かれているので、懸板刻字はそれ以降の作業になる。官の署名の後ろに書き込まれている点をあわせ考えるなら、この部分はおそらく官の署名を受けた己未年12月以降に記入したものとみられる。

ところで純祖26年（1826年）の三嘉郷校の移建には4,000両以上が、純祖32年（1832年）の晋州郷校の重修では3,000両以上が支出されており、それに比べると270両程度の修理費用というのは少額で、このときの安義郷校修理は小規模なものであったといえる。

4 門中と洞中

では、あらためて取銭記録にみえた門中と洞中について検討してみよう。

『請助冊』記載門中の特徴の一つは、先に述べたように洞ごとに記されている点であるが、その表記には大きく二種がある。表2に戻ってみるなら、県内面冒頭の禹氏門中・朴氏門中のような某氏門中表記と、県内面月所の呉門中・姜門中のように氏をつけない某門中形式の表記である。西下洞面茶洞においては李氏門中・李門中・朴氏門中と、大代面弓項でも朴氏門中・李門中・廉門中と、同じ洞内に二種の表記法があらわれることもある点からすると、両者には何らかの差異があり、意識的に区別されていると考えるべきであろう。

某氏門中形式には、たとえば県内面城北の朴氏門中、北上洞面葛川の林氏門

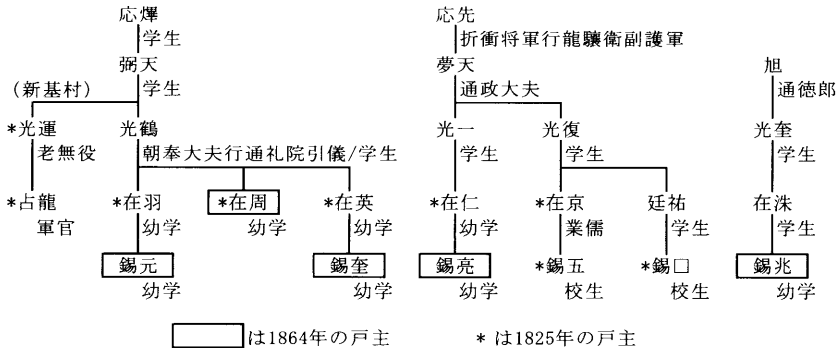
(15) 『晋州郷校修理時物財集收記』、『三嘉郷校校宮志』所収「丙戌移建顛末」。

中、北下洞面黄山の慎氏門中など、17世紀の郷案に祖先が入録され、また科学合格者や学者を出してきた安義の有力士族門中がみえる。⁽¹⁶⁾

これに対し、氏のつかない門中の中には、戸籍と対照すると近年地位を上昇させてきたと考えられる例がある。表2 南里面鶴鶴の申門中をみてみよう。

安義県の戸籍大帳は19世紀のものが14冊現存しており、南里面を収録した戸籍大帳中、己未年にもっとも近いものは同治三年甲子式（1864年）である。この1864年の戸籍大帳に記載された南里面告鶴（鶴鶴）村の姓が申である戸主（戸首・主戸）は5人。いずれも本貫は平山、職役は幼学である。戸籍からわかる系譜では3グループに分かれるが、名前のうち一字（行列字）を本人及び祖先間でほとんど共有しており、みな父系の血縁で結ばれていた可能性が高い。かれらが『請助冊』の申門中であろう。ところが、その39年前、道光五年乙酉式（1825年）の戸籍大帳までさかのぼると、1864年の5人の親族には、業儒・校生・軍官など幼学よりも身分的に低く位置づけられる職役があらわれる。こうした系譜関係を示すと図1となる。

図1 鶴鶴申門中の系譜



(16) 安義郷校蔵「郷中座目」、「旧郷案」。なお、表2の西上洞面少蘆朴進士門中、北下洞面越崎朴進士門中は某氏門中に準じた表記と考えられる。

(17) 安義県戸籍大帳については、山内民博「学習院大学蔵慶尚道安義県戸籍大帳について」（武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道における社会動態の研究－学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究(4)－』学習院大学東洋文化研究所，2002年）及び『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』（東洋文庫，2004年）197～210頁を参照されたい。

祖先にみえる朝奉大夫行通礼院引儀・通政大夫・折衝將軍行龍驤衛副護軍と
いった帯品職は、かれらが比較的最近に納粟や冒称などを通じて幼学層へと上
昇したことをうかがわせる。17世紀の安陰（安義）の郷案類をみても申氏はな
く、少なくとも古くからこの地域で士族として認められてきた家門ではないと
いえる。申門中のほかにも類似した例はみられ、郷案士族ではなく、家格が低
いと認識されていた門中を某門中形式で表記したという推測が可能であろう。⁽¹⁸⁾

一方、『請助冊』の洞中がどのような組織であったのかについて、安義の史
料に即して明らかにするのはむずかしい。

一例、修理費用5 匁を負担している南里面柿木洞中について戸籍と対照して
みるなら、同治三年甲子式（1864年）戸籍大帳の南里面柿木村には14戸が記載
されている。その戸主職役は幼学2、閑良2、軍官1、御保3、水軍2、東伍
2、老無役2である。門中の場合、上記申門中にしても戸籍上では個々の戸主
は幼学職役をもつ幼学層であったが、このような洞における洞中はおそらく非
幼学層も含む洞単位の地縁組織ととるべきであろう。⁽¹⁹⁾

関連して個人名で拠出している者には、戸籍と対照すると職役が幼学ではな
い例をみいだせる。たとえば、表2 知代面内洞の金時得は、道光十七年丁酉式
（1837年）戸籍大帳には「老無役金永采」の率子「軍官時得」として登場して
いる。

最後に、官・院宇、某氏門中、某門中、洞中、個人等ごとに、郷校修理費用
拠出者の数と拠出金額をあらためてまとめてみると表6となる。

面では安義県の全12面すべてが含まれ、書院・祠宇、門中、洞中、個人と安
義県の多くの組織・居住者から郷校修理費用が拠出されていたことを確認でき
る。

(18) 註12で述べたように、純祖32年の晋州郷校重修では、元儒と別儒に分けて費用を
課しており、『晋州郷校修理時物財集收記』の已上条（集計欄）では、元儒と別儒
いずれも拠出戸数を幼学幾戸と記載している。つまり、幼学戸の中に元儒と別儒が
あったわけで、安義の某氏門中・某門中とやや類似している。

(19) 洞レベルの組織としては洞契が知られているが、この時期の安義の洞契史料はみ
いだせない。洞契については、井上和枝「朝鮮後期における洞契の運営と機能」（『朝
鮮文化研究』5、1998年）を参照されたい。

表 6 修理費用拠出者数と拠出金額

名称	拠出者数（未捧除く）							拠出金額 （両）
	官・院宇	某氏門中	某門中	洞中	個人	その他	計	
官・院宇	12						12	44.5
県内面		4	5	6			15	10.2
西下洞面		10	15	11	2		38	29.7
西上洞面		10	4	16	7		37	33.1
北上洞面		8	3	9	2	1	23	22.3
北下洞面		9	1	3			13	14.0
古県面		8	3	1			12	15.5
東里面		8	3	5			16	12.1
南里面		1	2	8			11	10.9
草峠面		1	3	6			10	9.2
大代面		3	5	4	1		13	13.4
知代面		10	5	10	2	1	28	19.5*
黄谷面		1		4			5	3.7
有功人			2		23		25	68.5
拠出者数計	12	73	51	83	37	2	258	-
拠出金額（両）	44.5	67.0	71.4	72.8	51.4	0.5	-	306.6*

* 史料記載の合計額。個別の額の合計より1両少ない。

おわりに

以上、『請助冊』の内容を紹介してきたが、この己未年（1859年）の郷校修理の経緯を再構成して結びとしたい。

郷校修理がおこなわれたのは、丁巳年（1857年）の県監李龍夏の赴任がきっかけであった。李龍夏が主導し、郷校掌議が中心となり、修理費用を集めるため請助有司を選出した。収銭活動は戊午年（1858年）9月頃から始まり、己未年正月頃にはある程度の金額が集まっていたものと思われる。費用は安義県のほか、県内の書院・祠宇、面・洞ごとの門中・洞中・個人、および有功人から300両あまりが集められた。修理は己未年8月までに実施されたようで、徴収した費用にみあった小規模なものであった。工匠のほか、役の形態で労働力が動員されている。修理費用の収銭記録は己未年12月にまとめられ、己未年8月の支出記録等とあわせ安義県に提出され、承認を受けた。それが、この『請助冊』である。

『請助冊』は、こうした郷校修理の実態を伝えるとともに、19世紀の安義県において門中と洞中が重要な組織となっていたことや、門中が二種に区分されていたことなど郷村社会秩序についての情報を含んでいる。戸籍大帳などほかの安義県郷村社会史料との対照も可能で、その史料価値は小さくないであろう。